

○奈良市新クリーンセンター建設

(事業概要)

環境影響評価実施根拠	奈良県環境影響評価条例
事業種類	廃棄物の処理施設の設置の事業
事業規模	処理能力 約 586t/日
事業実施予定者	奈良市
事業実施想定区域	奈良県奈良市七条地区
関係地域を所管する市町村	奈良県奈良市、大和郡山市、天理市

(手続状況)

・配慮書

配慮書提出	令和3年2月8日
配慮書公告	令和3年2月17日
配慮書縦覧期間	令和3年2月17日～令和3年3月16日
配慮書に対する意見書提出期間	令和3年2月17日～令和3年3月30日
配慮書に対する意見書数	3通
住民意見概要提出	令和3年4月16日
環境審議会へ諮問	令和3年2月8日
環境審議会答申	令和3年6月21日
配慮書に対する知事意見【別紙記載】	令和3年7月12日

(環境審議会審議経過)

・配慮書

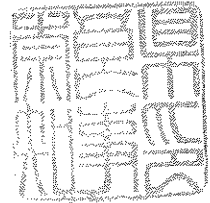
第1回環境影響評価審査部会	令和3年4月21日
第2回環境影響評価審査部会	令和3年5月12日
環境審議会	令和3年6月8日



環政第182号
令和3年7月12日

奈良市長 仲川 元庸 殿

奈良県知事 荒井 正吾



奈良市新クリーンセンター建設に係る
環境影響評価計画段階環境配慮書に対する意見

奈良市新クリーンセンター建設に係る環境影響評価計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

配慮書に記載された対象事業の目的および内容は、奈良市（以下「事業者」という。）が奈良市七条地区（以下「対象事業実施想定区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

対象事業は現時点で事業規模が未確定であることから、事業規模を確定するにあたって、今回の予測を超える影響が生じる可能性がある場合は、必要な予測及び評価を実施すること。

対象事業実施想定区域の近傍は、住宅、学校及び病院が存在すること、浸水リスクを有する場所であることを踏まえ、事業者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。

対象事業においては、配慮書段階では事業計画を検討・策定するとされている事項が多いことから、今後の事業計画等の策定にあたっては、必要に応じて関係機関と協議の上、環境影響評価方法書以降の図書において、環境への影響を調査、予測及び評価が適切に行われるとともに、以下の点に留意して環境影響の回避・低減のため十分な配慮を行うこと。

1 大気質について

ア 今後の環境影響評価にあたっては、実際に施設から排出されるガスの最大濃度を想定し、最大着地濃度を考慮した上で、予測・評価を適切に実施すること。

イ 施設の配置について、選定されている複数案に留まらず、対象事業実施想定区域の地理的条件等から予測される逆転層の形成についても十分考慮した上で、施設配置及び煙突の高さを検討し、環境影響評価を実施すること。

2 景観について

ア 施設の存在による景観への影響については、計画地近傍からのものも含め、適切なフォトモンタージュを作成した上で、環境影響評価を実施すること。

イ 計画建物の大きさ、形状、デザインについて、対象事業実施想定区域及び周辺地域への浸水リスクを考慮し、現実的な地盤高を想定した上で、環境影響評価を実施すること。